#### 九州大学学術情報リポジトリ Kyushu University Institutional Repository

#### 清初兩淮鹽商に関する一考察(一)

鈴木,正

https://doi.org/10.15017/2339081

出版情報:史淵. 35, pp.101-134, 1946-03-31. 九州帝国大学法文学部

バージョン: 権利関係:

# 清初兩准鹽商に關する一考察し

鈴木

正

日次

四 兩 塩 兩淮塩 兩 商 淮 蓄 商 塩 塩 積 活躍の地 制 商 の手 概 組 盤 織 (以上本輯)

序

をなし、わけても中世以降の諸王朝にとつ玉鹽利は重大闘心事であつた。 随つて叉、これが販賣を業と 下」と言はれたる、又白居易の詩に揚州鹽商が、 する鹽商の利益も大なるものがあつたことは申す迄もなく、 鹽に課税することは必ずしも支那に限つたことではないが、 支那では古來鹽課は國家經常收入の大宗 州縣に屬せず天子に屬すとうたはれたる如きは、周く 史記貨殖列傳に猗頓が「貲擬王公、馳名天

藤井宏學士も言はれる様に、淮浙特に兩淮は明代鹽商の垂涎の的であつた。 兩淮鹽が天下に覇を唱へ 清初兩准鹽商に闘する一考察 0

人の知るところである。

州浙やゝ之に次ぎ、 鹽の産額大にして且つ良質なること、 鹽場より荷鹽地に至る距離近く、交通便にして運送費の嵩まね たのである。 推地方を指するのと解して差支なかるべく、<br />
斯様に宋末元初の頃、 既取宋而江南之鹽所入尤廣。」と見えてゐるが、こゝに江南といへるは前の郝彬傅の文と對照して所謂 居十之八、而兩淮鹽獨當天下之半」とあることによつて知られる。 に至つて遂に斷然他の諸鹽場を引き離して第一位を占めたことは元史卷百七十郝彬傳に、「國家經費鹽利 るに至つたのは明代に始まることではなく、 行鹽地廣くして人口稠密なること等であり、 藤井學士の言はれる「蓋し鹽商が鹽利獲得に就いて最も顧慮する所は、その鹽場に於ける 長鷹が之等に比して劣る」といふ形勢は清代に於いても全く同様であつた。 既に唐宋時代に於いて河東鹽と並んで雄を稱せられ、 此の條件を最もよく充足せしめるものが雨淮であり、 既に淮鹽は所入尤も廣きものであ 元史食貨志二廳法に「至元十三年、

竟嚴密なる統制の下に徴收される一種の消費税であった。 販賣者、產額、 から現はれ、清代に至つて一般に行はれた鹽法は、 漢 ・唐・宋・元より明の中期にかけて行はれた鹽法は皆今日謂ふ所の專賣制度であるが、 販賣地域(引地)を定め且つ之に對して一定の賦課を行ふものであつて、 その收入は異 も早や専賣制度ではなく、 官に於いて鹽の製造者、 明の嘉靖頃

なるが、 務制度に が國庫收入の重要部分を占めてゐるといふ點に鑑みて、 も種々工夫と改良が加へられ、 兩淮に行はれたのはその中の官督商銷であった。 その運銷法は大別して官督商銷、 清代に於いてはこれが收入確保の 官運商銷、 官運官銷の三種

るが故に、 尚、こゝに注意すべきことは、 前諸朝の如く北狄侵入に對抗する爲に鹽法がその軍費調達に利用されることなく、 清朝は元來が北狄田身の王朝で南北兩勢力を統合して成立せる國家な 宋の入中

法・明の開中法の如き特殊な制度のなかつたことである。

より乾隆頃までの間に於けるこの問題について若干の考察を加へて見たい。 その鹽商の一例でして兩准鹽商が如何なる組織を機能をもち、 鹽法にあつては生産人たる竈戸を販賣人たる鹽商とがその重要なる部分を擔當してゐる譯であるが、 事實如何なる活動をなしたか、以下清初

### 一、兩准鹽制概觀

革が陶満によつて行はれるのであるが、 清代兩淮鹽法は乾隆以後次第に崩壞の兆候を現はし、 清初に於いては明・萬 道光年間に至つて廢引改票といふ鹽務上の大改 暦以後の綱法を踏襲したものであるか

ら、一應明代の網法について一瞥してみることゝする。

する紅字簿に記載せる商名の順序に從つて一冊の名簿を作りそれを十綱(即ち十組)に分け、 從來魯保の悪政によつて旣に永らく鹽法が破壞され、 その趣旨に基いて直隷巡覽御史龍遇奇の上奏を經て綱法が實施された。 ものが約二百萬引もあつた。 萬曆四十五年、 當時兩准鹽法疏理道の職にあつた袁世振によつて新らしく綱冊凡例が作られ、 それを消化する爲に綱法といふものを設ける。それは先づ巡廳御史の所持 徐鹽銀を前納しながら未だ鹽の掣賣を行ひ得ざる それによると、 淮南に於いては 每綱餘鹽 翌年、

加して、 五千六百引宛行つて十年で消化することうする。 堆して掣験の順番を待つてゐるものが十餘萬引あるから、 すると一綱當り五萬四千六千六引となる。 この十字の正綱の外に旣に巡檢司を通過し運鹽河畔に鹽を上 行ふ者は今迄の順番を超えて掣瞼に赴くことが出來、 舊引の後に連つて順番を待つといふ苦痛を免れる て新引を行ふ。舊引を行ふ一綱は唯舊引のみを行ひ、新引を行ふ九綱は新引のみを行ふ。 そして新引を 銀を前納せる者が二十萬引に達する様に按配する。 扇・九・圍の名稱を附しその名稱を綱冊の冊號とする。 而して毎年一綱を以て舊引を行ひ、 淮北が暫く停めてゐる新引の數を補ふことゝする。 淮南に於ける一年間の新引は全部で四十八萬六千五百九十六引だから、之を九綱に分配 壅滯せる舊引が全部消化し終つたならば新引を漸次增 この十綱に對して夫々聖・德・超・干・古・皇 それを正綱と區別して附綱とし、一年に一萬 九綱を以 。風

の舊引數を睨み合せて毎年新引を割當てる。 兩准鹽法志 して居り、揚州府志卷一十鹽法志にも揚州原食綱鹽、 ことゝなつたのである。 である。この網冊を印刷して鹽商に與へたものが窩本といはれ、これを所持しない者は鹽商たり得ない 兩 この十字綱冊は之を印刷して衆商に與へ、 淮地方に綱鹽法が行はれてゐたことは前 (以下單に兩淮鹽法志と略稱す) 清代の引窩・根窩・窩根・窩底・窩罩などはすべて窩本の別稱に他ならない。 卷八には淮北淮南共に綱鹽 述の通りであるがそれのみではなかつた。嘉慶十一年重修 冊上に記名なき者は行鹽の權利がない。 永く所持させて窩本とする。そして冊上に記載された商 後改食鹽 (中略) 兩淮至今綱食分行。 ・食鹽の行鹽地表を別々に掲載 以上が綱法の大要 と記されて

口食鹽法といふものが行はれてゐたが、 ある通り食鹽法といふものが行はれてゐたのである。 る。光緒大清會典卷〇戸部に 清代の食鹽法がこれと同じものであるか否かは一考の餘地があ 明代以前には民戸の口敷を計つて鹽を配給する戸

凡鹽法、籍竈與商於官、令田鹽行鹽、量天下食鹽之戶、而均布之。

受取るわけには行かぬ 計つて鹽を配給する云々」 が定まり、 どある様に天下食鹽之戸を量つて鹽を均布するのは鹽法の通則であり、 それに基づいて鹽産の定額も各鹽場に割當てることが出來るのであるから、 といふ加藤博士の説明を以つてそのまゝ清代の食鹽法を定義するものとして 先づ戸口敷を計つて行銷の定額 「民戸の口敷を

再び揚州府志卷一鹽法志を見るに、

食鹽者、於單鹽過橋壩時、抽點另堆、俟鋪戶執引票以支賣。

淮北の永豊壩は清河縣にあり、淮南の泰壩は泰州にあり。)等の掣驗所を過ぎる時、抽點して遠方へ運ば とある如く、鹽場から運ばれた單鹽が橋 過 れる鹽とは區別して置き鋪戶即ち小賣商に賣渡すのである。 橋、壩は鹽場から運出された單鹽が必ず通 せねばならぬ闘門であるが、過橋壩には尚若干の説明を補足する必要がある。 (揚州府東北の入口をなす北橋、 灣頭鎭の對岸)壩 (壩は堤、

な手續を經た上で照單といふ購入票を渡される。 .准鹽法志卷七によれば、 鹽商が行鹽するに當つては先づ硃紙銀・請單錢糧等の手襲料を納め、 商人は之を持つて所定の引數に應じて赴場買鹽し、船

島沙河巡檢司を經て淮北批驗鹽引所の掣驗をうけ、 であ れる。 過せねばならぬ譯である。 食を別にして夫々綱鹽垣・食鹽垣等の公垣に擔入される。 て造られる。そこで商人は鹽船を木闘内に進め、 を停め儀徴批驗鹽引所に呈網錢糧即ち網組織の手敷料を完納し、 引鹽の檢查が行はれる。 査をうけ、 に装載して出場し、 る。 この小綱包は小子若しくは子鷹といはれる。所撃を經ではじめて鹽商は江に浮び各口岸に向 要するに淮南では鹽場で鹽を買つてより江に出る迄に泰壩・白塔河・北橋 更に揚州北橋に赴いて庫大使から始めて引を渡されると、 淮南では泰州にある泰壩で檢査をうけ(これを過壩といふ)次に白塔河巡檢司の檢 こゝを通過(これを過橋といふ)すると三汊河を經て儀徴の天池・木關外に船 淮北は淮南に比べて鹽場の敷が少く、 巡鹽御史親臨の下に儀所大使の掣驗をうけ、 口岸に向ふ。 次に綱・食各鹽は別々に小包に細を作り直さ その行臨順路は場を出てより永豊壩 綱運原簿たる底馬冊が商名引數に照 巡鹽御史親臨の下に北橋掣鹽所で ・儀所等の闘門を通 ふの

南淮の製驗機關は次の通りである。

淮南 泰壩監掣官署

白塔河巡檢司署

北橋掣鹽所

淮南批驗鹽引所

淮北 永豐壩監掣官署

### 烏沙河巡檢司署

### 淮北批驗鹽引所

捌かれるものであつて、長江、運河を經て各口岸へ綱運されるものが綱鹽であると言ふことが出來る。 このことは次のことによつても知られる。即ち兩准鹽法志卷八、 そこで前に返つて、 食鹽とはこれらの掣驗機關を通過した鹽が綱商の手を經すに直接消費者に向けて賣 六省行鹽表に曰く

惟江都·甘泉二縣食鹽即於橋掣後入揚垣銷賣、 高郵·寶應·泰興三州縣食鹽不經泰壩北橋、 徑由鹽

場抵州縣治、經州縣驗掣銷賣。

これは淮南食鹽であるが、淮北のものについても亦同表に曰く、

其食鹽惟山陽一縣、經淮所稱掣即發縣銷賣。

鹽では東經百十八度以東、 今試みに地圖に據り食鹽口岸を調べて見るで何れも鹽場から遠くなく、 北緯三十度以北で、 何れも淮所、儀所から大體二百粁以内の地域である。 淮北鹽では徐州より東南、 即

ち、 食鹽法は鹽生産地に近い一定の限られた地域にのみ行はれた鹽法である。

運ばれたのであるが、 3 IT か徳とかいふ固有名がつけられてゐたが、 . 口岸各州縣の戸口敷によつてその一年間の定額がきまるわけである。 綱鹽は明代で同様、 網冊に登録せる綱商によつて或は運河、舊黄河を經、 これは年中無制限に起運されたわけではない。 清代ではその年の干支名を以て綱名とした。その二、三の 綱運すべき引鹽數量は食鹽と同様 前述のやうに明代には各綱に聖 或は長江を遡つて各口岸へ

例をあげると、皇朝文献通考卷八仕権考・鹽の雍正三年の條に

賣隨時銷售、不得禁定鹽價以商虧、 **尋議** 繼商本自必倍增、應令該御史以本年成本之輕重、 除壬癸二綱積存廪鹽、 從前煎辦之額應仍照依平價運銷、 亦不得高擡時價以病民。 合輓運遠近脚價、 云々 其自雍正二年海潮淹沒以後、 酌量時價移會曉諭商民、

年の時價を酌量して値上販賣を許可しようといふのである。又同卷壅正十三年の條には 商人の利益を保護するために壬(壬寅・康熙六十一年)癸(癸卯・ 雍正元年)の未運存廪の鹽を雍正二 とあるのは雍正二年に海潮が鹽場を淹沒せしめて産鹽減額し、鹽價は前年前々年より騰貴してゐたので、

又勅諭兩淮鹽課乙卯綱正額分年帶銷、 兩年並商力維艱、朕心深爲軫念。 以致漢口廳壅未銷積至七八百萬包。是乙卯綱正額未能當年報銷、 (中略)今年漢水漲發魚市稀少。又湖南因經理貴州苗疆軍務 云々 而明年丙辰綱又應接年

それによつて商力困乏すればやがて鹽課滯納となつて現はれることはいふ迄もない。 尤も兩淮地方は先課後鹽が立前で鹽課は豫納してあるから、雍正十三年分は缺額とはならぬ譯であるが、 を來すばかりである。 の未銷鹽であるから、 討伐軍務の影響で湖南方面には未銷鹽が七八百萬包も墾滯した。 これは乙卯綱(雍正十三年分) 時に貴州に苗族の鬩がありこの年の五月には平定されたけれざも以後も屢る叛亂した。 そこでこの乙卯綱未銷鹽を幾つかに分けて分年帶銷せしめようといふのである。 これを未整理のまゝにして翌年(乾隆元年)の丙辰綱を起運したのでは商力維艱 斯様に綱は一年間 正額中

の運銷定額を基準として組織された。

次に兩淮に於ける綱鹽を食鹽との引額を兩淮鹽法志卷八によつて比較すると次の如くである。

| 一八二四三三九引 | 二九六九八二引  | 一五二七三五七引 | 計  |
|----------|----------|----------|----|
| 二七〇〇九八引  | 二六七一〇引   | 二四三三八八引  | 企鹽 |
| 一五五四二四一引 | 11七〇二七二引 | 一二八三九六九引 | 網盟 |
| 計        | 淮北       | 淮南       |    |

尙、各省別に分類すれば、

江蘇 一四八六〇五引(食)

安徽四〇八九二四引(食・網)

河南 七七七三八引(綱)

江西 四〇九一四六引(網)

湖南 二二〇三一六引(網)

八五・七四%であるから、 となる。右の表によつて明らかなる如く、 兩淮鹽務とか兩淮鹽商とか云ふのは主として網鹽・網商のこと、著へて大過 食鹽額數は兩淮綱食鹽全額の一四・二六%なるに對し綱鹽は

ない譯である。

脚 鹽を買ひ、 申す迄もないが、 これを鹽場の運司に提出して鹽引の交付をうけ、 考によれば、 の三種があつた。 をして邊境に糧栗を輸納せしめて鹽を與へるといふ所謂閉中法が行はれてゐたので、 (運送費) 口に兩進鹽商といつてもその活動の地域・態様によつて種々に區別して呼稱される。 これを水商に賣渡す。 を補助する。 邊商は多く沿邊土著の者で專ら米・豆・草束を輸納して中鹽し納糧證として倉砂を貰ひ、 内商・水商は從來通りの名で呼ばれてゐた。即ち、 これについては藤井學士が既に論究せられたが、 清代には開中法は行はれなかつたから邊商といふものは存在 水商は内商に代つて鹽を江湖に售賣するもので、官はこれに對して水 これを内商に賣る。内商は專ら邊商から鹽引を買つて 兩准鹽法志卷三に見える金鎭の鹽法 兩淮鹽法志卷八に、 邊商 しなかつたこと ·內商 明代には鹽商 水商

方。 順治十七年五月巡鹽御史李贊元疏言、兩淮行鹽原有水內二商。內商運於淮揚、 各有額派口岸、某省總額若干、某府州縣分派若干、所以禁私疏壅足課通商。 水商銷於彼地行鹽地

とあり、同じく卷九順治十七年七月李簀元の言葉に

(上略) 內商辦課水商行鹽、辦課者有額行鹽者無定。云本

銷するのが水南である。清史稿卷二一食貨志四には『凡南有二、 どある如く、 内商・水商は一に場商・運商とも呼ばれてゐたことが知られる。一而してこの内・水二商の中何れ 納課買鹽して淮安・揚州まで運鹽するのが内商であり、 日場商主收鹽、 之を受け繼いで各府州縣口岸へ運 日運商主行鹽」とある

が重要な役割を演じてゐたかと云へば、兪德淵の「論淮商」といふ一文の中に

(上略) 商人以成于累萬資本、捆鹽上載行走江面千餘里、 自應聽其擇選船隻之堅固、 竟僱老成可信

之船戶、攬載而行。云々

して互利を占めてゐたのは水商であつたのであるから、その史的重要性の程も自ら理解されよう。 とあるやうに、堅固なる船隻を擇び老成可信の船戸を僱ひ、 成千累萬の大資本を擁し江面千餘里を行走

## 二、兩淮鹽商組織

次にこれら水南即ち綱商の綱運組織は如何なるものであつたかをみよう。李賛元によれば、

查兩淮綱冊、有一名而四五千引者、有一名而四五十引者。云《

É いはれてゐるから資本の程度も大小様々であつた様である。 四五千引の巨額の鹽は幾隻かの船に分載

したものであらう。淮嵯備要を七には

聞父老言、數十年前淮商資本之充實者以千萬計、 其次亦數百萬計、商於正供完納而外優然有餘力、

以誇多而鬪靡。於是居處飲食服飾之盛甲天下。云々

とありその質産殷盛なること天下に冠たるものがあつたのである。

然らばこれら鹽商間には如何にして統制が保たれたのであらうか。清史稿卷 | | | | | 食貨志四をみると 凡商有二、日場商主收鹽、 日運商主行鹽。其總攬之者曰總商、 主散商納課。後多剝削侵蝕之弊。康

清初兩准鹽商に關する一考察

熙乾隆間革之而未能去。云々

つた。 とあるやうに總商といはれるものが至綱商の指揮統制の任に當り、 即ち清史稿卷四11食貨志五茶法に「其業此者有總商有散商」をあるのによつて知られる。 この總商制度は鹽商以外の商人團體にも屢了適用されてゐる清代獨特の注目すべきものであ 之の指揮下にある他の衆商が散商と

貿易の方面をみるに、王之春の國朝柔遠記卷四雍正六年冬十一月の條に、

彼通同作姦者、 管束稽查之法。 令伊等保結、 (上略) 淅督李衛奏稱、各洋商貿易不宜遠行禁絕、 云文 方許給以關牌縣照、 令商總首報於出入口岸、處所密拏。 今擬會同江南督撫諸臣、於各商中擇身家最殷實者數人立爲商總、凡內地往販之船賣 置貨驗放、各船人貨即著商總不時稽查、 且從前止領夷人倭照我天朝、 倘商總徇隱一體連坐、 庶幾事有責成、可杜前 如有夾帶違禁貨物及到 並未定有到彼作何

及び外國人の檢閱監督について責任を負つた。この總商制度を更に一段を强化したものが保商 意によつて貿易商人間に商總制 無賴の商民で日本人と勾結し密貿易に從事するものがあつた。そこで右の奏に見られるやうに李衛の發 どある。 廣東に於いては康熙五九年に公行が組織され、行商中の財力信用共に確實なる者數人が選ばれて外國船 し商總にして犯禁者を首報せずして徇隱することあれば一體に連坐治罪することゝなつたのである。 當時我日本は徳川幕府の所謂鎖國政策によつて外國貿易が極端に制限されてゐたので、 (商總=總商)を創設し、各船の人貨は商總をして不時に稽査せしめ、 Security 支那の

銀兩を今後は保商が納入することに改めしめ、 は一、二人の行商が外國船舶を保證するにすぎず、、尚未だ正式の制度とはなつてゐなかつた。 Merchant 制度である。 Morse によれば廣東では乾隆改元の年より保商制度が旣に發生してゐた。當初 て梁嘉彬氏は次のやうに述べて居られる。 (一七五〇年) に及んで政府は命令を下し、 慣例として通事が納入してゐた船鈔(入港税) これより保商制度は始めて完全に成立した。 これに関し 及び規禮

按するに保商なるものは乾隆十年に兩廣總督兼粤海關監督たる策楞が、 て納税不能の者があつたので、 各行商の中から殷實なる人を選んで保商となし彼をして輸入税を完 行商の中には資本薄弱にし

納

散商之事」といはれい 納税することであつた。 行為に闘する責任を負ふものであるが、職責として重要なのは外商及び貧弱なる行商に代つて一括して 何れにするも保商は外國商人の委託により各種の事務を代行するを同時に、 社の認可をうけて會社とは別個に私的貿易を行つてゐた英國の非特權商人であつた。 ふものもあつた。」とのべて居られるとほり、早くから散商といはれる貿易商があたが、 『行』に於いて自ら貿易を行つてゐた地方貿易商或は散商(Country traders or Private traders)とい 矢野仁一博士も「東印度會社より特別の許可をうけて、イギリス商館と全然異つ 道光十四年八月二十八日、 兩廣總督廬坤、 廣東巡撫祁頃の奏文には「貿易原係 外商。船舶 これは東印度會 ・船員の一切の

兩准鹽商に於ける總商を散商をの關係については、 これを解明すべき十分なる資料に乏しいが、廣東

卷正をみると、 十三行商の場合の保商對行商者しくは外商との關係によって類推の手がかりを得られる。 兩推鹽法志

總商承管催追、 雍正二年十一月戶部左侍郎李周室等奏會議得條奏內(中略)查兩淮舊制于商人之中擇其家道殷實者、 官亦無由查拏。 點爲三十總商。 每年于開徵之前、 名曰滾總。 若將三十總商盡行革去、 將一年應徵錢糧數目核明。 則約束無人、倘有乏商官亦不能追比、或有逃商 凡行鹽散商分隷三十總商名下、今三十

しめ、 を代行せしめるにあつたのである。 るのが舊制であつた。 どあり、 毎年鹽課徴收開始の前に一年間に徴收すべき鹽税の數目を調査し、 兩淮では鹽商の中家道殷實なるもの三十人を擇んで總商としてその名義下に他の散商を分隷 これによれば總商制設置の主眼は保商を同じく責任をもつて官の徴税事務の一部 同じく李周望らの奏文中に、 責任をもつて納税を督催させ

明白者或二三人四五人、點爲大總。一應匣費雜費由其攤派、煩雜事務亦歸料理。但爲大總者借端多 派、魚肉衆商勢所必然、應如所奏嗣後不可點大總主名管事、以除加派侵欺之弊。云々 兩淮積蠹權歸商總、 商總雖多有主名管事之人、悉宜除去。 查兩淮歷年于三十總商之內鹽院擇其辦事

事務も亦これに處理させ、 る地 どある様に、三十總商の中でも特に辦事明白なる人物數名が擇ばれて大總となり、 位に立つたが、 この大總たるや匣費・雜費等の一切は隷下の總商に割り當てて徴收せしめ、 些細な事に藉口して衆商を勒索誅求するといふ實狀であつたので永續はしな 總商、 散商を統率す 煩雑な

持つた半官半商的存在であつたことで、 かつた。こゝに注意すべきは大總は鹽院即ち巡鹽御史から直接選任されたもので、 この點では彼の廣東貿易に於ける保商と軌を一にするものがあ 强大な官権を背景に

つたのである。

清史稿卷三二食貨志四をみるに、

課額愈重、 乾隆季年以逐年誤調參革者衆、於是衆商公議、 銀千餘兩、宜與保商以三年定限、凡欠在限內、於本商追繳二成、其一成綱總與出結之散商分賠、 岩騷愈多。於是又添懸岩課、每引交銀四分而仍不足。 完課外每引捐銀二錢以備彌補、名爲參課。 至是國藩督直疏言、認商旣交寄庫 迨道光末 過

### 限即無涉以発畏避。從之。

連帶保證せる散商とで分割償還する。残りの七割は該保商の負擔すべきこと勿論である。 衆商公議の結果規定の鹽課を完納した外更に毎引二錢づつ據出して彌補に備へることにし、 どあり、 兩淮臨商に關する記事ではないが、 完濟し得なかつた場合には、 を新加入高の身元を保證せる保商に與へて豫備金として未納に備へ、 三年間に返させる。もし期限内に で、直隷總督曾國藩の意見に從つて、 長蘆に於いては、 道光末に至って更に誤誤念革者が多くなり從つて課額もなり毎引四分でも足りなくなつたの 乾隆の末頃鹽商にして鹽課未納の爲め廢業させられるものが多かつたので、 その二割は新たに認許した本商に負擔させ、一割は綱總(即ち總商)と、 こゝに引用された曾國藩の言葉は總商制度の性格をよく物語つてゐ 新に鹽商を認許する場合には官から庫平銀千餘兩を出して、これ これは清初の これを参課

機關たる總商の外に、自主的なギルド組織はなかつたのであらうか。 如何にして商人團を利用するかでいふ觀點から創り出されたものである。 明らかに商人圏の利益を擁護するために生れた自治的なギルド制とは似て非なるものであつて、 點は注目せらるべきで、 3 即ち、 總商が未納者の租税に對して責任をとはれ各散商も亦之に關して連帶して責任を負ふといふ 廣東の公行に於けるで同様清朝政府の一貫した商人統制策が窺はれる。 兩准鹽法志卷五をみる 然らば鹽商間には官選の統御 政府が これは

辦 鹽務應酬汛濫日甚。 並應酬抽豊遊客等事、 乾隆二十九年正月鹽政高恒奏言、 而楚省向由賣商於售鹽價內、 名爲匣商。 淮商向於漢口設立公所、公學一二人專司支解各官養康及各項生息、 扣交匣商收支以致遲延侵欠、 其餘買賣事宜並不管理。 惟查養廉生息久經奏報有案、 匣商往往重利借墊、 貽累商本、 至於 自應歸於官

要點を摘記すれば左の諸項に歸する、

**仏淮商が漢口に公所を設立してゐた。** 

四一二人の匝商を公學して對官交渉や組合事務を代行せしめた。

の匣商は賣買事務には無關係であった。

臼匣商の職務遂行上必要な諸費用は鹽商の賣上金の中から差引いて渡されたが、 これが圓滑に行はれ

更に同書卷|||乾隆五年七月大學士等會同戶部議奏楚省隱價一摺には なかつたので匣商は往々にして重利の金を借りて立替へ、 結局累を鹽商に及ばした。

商から徴收されたもので、 とある。こゝに匣費といはれる雍正十年以來每年十二萬兩の多額の金は、 ある。又同書卷二には 商人行用以及各衙門養廉規費俱在其內。(中略)查淮商行鹽口岸設有公匣、一切費用過於浮多。 (上略)行鹽口岸俱係夥商在店經理、各有匣費銀兩。 楚省自雍正十年清查之後、額定十二萬兩。凡 商人の行用に使はれる外、 各衙門官吏の養廉費として捐納に使はれたもので 組合費若しくは基金として各

乾隆二十九年正月鹽政高恒江西巡撫輔德會奏西省亦有公匣、棋費用減於漢口。(中略)其匣商所司不

過代揚商、料理應酬等事、實属慶費。云々

とあつて、江西省にも匪商が置かれてゐたことが知られる。 湖北) が十二萬兩、江西省が三萬餘兩、安徽省が三萬兩、(何れも年額)といふ相當な多額に上つた。 鹽商から匣商に渡すべき匣費は楚省(湖南

以上によつて鹽商が

(1)組合事務所にる公所をもつてゐたこと。

回組合事務代行者として匝商が公學されたこと。

の組合費若しくは基金として匣費が徴收されたこと。

い。このギルドが公匣といはれる。兩淮鹽法志卷上には揚州に淮北商人會館・淮南商人會館のあったこ が明らかとなつた。 とが記されてゐるが、 これは明らかに鹽商が自治的ギルド組織を持つてゐたことを示すものに他ならな 然し何をいつても楚省口岸最重要の門戶たる漢口は、兩淮鹽商ギルドの中心地で

成すに足る十分なる潜勢力を持つでるたことを物語るものではあるまいか。 を満足せしめる商人組織は生れることが出來なかつた。 の希圖する商稅徵收で、商人の冀求する商權擁護とは兩立しがたい。 最」と言はれてゐるのにまつて知られる。 こゝに於いて鹽商の間には大總―總商―散商といふ一聯 あつた。このことは、同書卷二、乾隆二十六年四月、 方官設組織の無能を示すと共に他方彼らが他日山西の金融業者と共に支那財閥の一方の雄として覇を 而も尚清朝政治力の最盛期に於いて之と對抗すべき自主的ギルドを組織し得たといふことは、 匣商-一衆商といふ自治的ギルド組織との二つのシステムが同時に存在した譯である。 大學士公傅恒等條奏の中に「各處設立匣商漢口爲 こゝに兩准鹽商が官設の總商組織を一方に持ち 即ち一にして政府と商人との 國家

なかつた。前出、大學士公傳恒等の條奏に 匣商は鹽南自身の便宜から設置されたものではあったが、 決して鹽商の頃使に甘んずる如きものでは

庶免侵蝕多派之累。云々 匣商往往指稱公用、任意開銷通綱、 人衆不能獨向匣商、清算稽查全在鹽政運司實力察核

商制度が徴税に闘する責任保證制であつた點に鑒みて、 公匣を稱して鹽商から毎引一・二錢を徵收したがこれが總額では歲計數萬金に及んだといふ。 どあるやうに、 鹽政 **匣商は往々にして公用を稱して任意に開銷通綱し、 之に對して衆商は如何をもすること** ・運司の力を借るに非ずんばこれが侵蝕多派の弊を発れることが出來なかつた。 監商に未納や破産のあつた場合に彌補すべき基

として彼らの私收入になったものと思はれる。 には行商が破産して債務を辨濟し得ない場合にそれを以て支辨するための基金とし、 金として生れたであらうことは想像に難くないが、 合の使途に當てられた。 **鹽商に於ける公匣を行商に於ける行用銀を甚だ酷似した形をとつてゐることは** 廣東に於いても行商が外國商人から行用銀を徵收し、 事實に於いては大總・總商らの徵稅事務執行手數料 又一には必要な場

興味が深い。

總商の私派については、兩淮鹽法志卷五に、

雍正二年十一月戶部左侍郎李周望等奏會議得條奏內、(中略)又稱、 凡審事出京關涉廳政者、 商總借

とあるやうに、彼らは障商を欺騙して鹽政に關係の深い在京要路の大官を調査し、 名私派、名曰公費、 指稱送某官若干、送某要路若干、彼此侵欺開銷公帳。云々 それらの人々に贈る

ものを稱して鹽商から金銭を捲き上げてゐたのである。

限必需量)の外は毎年十萬兩を超えぬやうにし、六萬兩を下江(江蘇省)に留め、殘り四萬兩を上江(長 江上流卽ち楚岸) 爾泰等の議奏によれば、 そこで、これら總商及び匣商の取上げる匣費には若干の問題があつた。 ふ額需回費は官吏の養廉費として進献するものが大部分であつたことは前に一言した通りで、 補助費にしようといふのが淅督李衛、 に留めて倶に險要の地の城垣臺案の修理費や地方有益公事の費、 兩淮口岸の匣費は累増六十萬の多きに達してゐるが、その中 署江督(兩江總督代理)尹繼善らの意見であるが、こゝに 同卷雍正十年三月、 又第苦の下級胥吏の 「額需匣費」(最小 大學士鄂 この匣

態であつた爲、 入されたものが歸公匣費である。そこで乾隆二十六年、 様に多いのであるから、 各個の懷に入るのは少いけれども上海官吏の手に入る所は今日我國の俸給生活に於ける賞與の場合を同 れた收入を廢止したら、かへつて事務能率は低下し諸務廢弛して鹽政に妨礙を來さうといふ。 下級官吏 思はれるが之を背更・兵役・巡緝といふやうな下級文武官の飯食紙筆の費として分割すれば、 備へて官に保管しようといつてゐるが、大學士\\ 爾泰らの意見では、 これらの規禮は合計すれば多額に 費の中養廉費として使はれるものは商人の情願により緝私疏引(私鹽を 取締り引鹽の疏通を圓滑にす 數十金乃至一二百金一多くて一二千金である。 然るにこの少額ながら下級官吏にとつては捨てがたい隱 は六十萬は多すぎるからこれを二十萬に減じ、「尙これらの鹽規・引費といはれる規禮銀を不時の公用に る)を目的として早くから商人の捐納してるた所の監規引費といはれたものゝ變形と見られる。 、鹽政養廉宜裁減五千、歸之公項。 これらの規禮銀がやがて官吏の養廉費支辨の重要財源として制度化し、官の收支經濟の中へ歸 軍機大臣をして尹繼善・吉慶・高恒らと會同して之が救済策を議定せしめた時の條奏中 これを廢めて公用強備金にしようといふ高其倬の説は到底實行不可能のことに 時に兩淮鹽務浩繁にして商力拮据せざるなき狀

# 一、匣商費用宜嚴加查察、以発通綱派累。

兩を突破するが、 といふ項目の含む意味が納得出來る譯である。卷五により鹽政各衙門の每年養廉 こゝに含まれてゐない下級胥吏の分を合算すれば更に多額になる筈であるから鹽商の 銀 額を通計するで四

負擔は大きかつたことが知られる。

鹽商の出すべき銀兩中主要なものは言ふ迄もなく正課である。 これを鹽釐を含まない國計についてみ

るに、

順治初 乾隆18七〇一·五 康熙21二七六 嘉慶5六〇八 乾隆31五七四 咸豊4六〇〇餘 道光27七五〇 五六万 清史稿一二三·食貨志四·鹽法 同 同 同 同 同 同 111110 二五五 1111. 二五 同 同 同 同 同 六・會計 四 四。鹽法 六·會計 。鹽法 同

皇朝經世文編續集卷四九駱乗草の摺

光緒17七四二・七六〇五 清史稿一二五・食貨志六・會計

についてみても大略八%乃至十二%(資料が少くて誠に貧弱な統計 であるが大體の傾向を知る目安には ならう)平均一割前後である。乾隆三十二年江蘇巡撫彰實等の會奏によれば、この外引課以外の雜款が となり蔵入至額の中地丁に次ぐ第二の收入源となつて居り、 百八十萬六千餘兩あり、これを乾隆三十一年の引課五百七十四萬に比べると二〇・六六%に達する。 その比率は前表中その算出し得るものだけ

引課・雜款の外に臨商の負擔すべき公的のものに帑息を捐輸をがあつた。 ・
帑息とは政府が利殖のため

清初兩准鹽商に開する一考察

0 る乾隆嘉慶時代の借帑を表示すれば次の如くである。 强制的に商人に貸つける銀兩の利息である。 今兩淮鹽法志卷でによって、兩淮鹽商の活動の全盛期た

年代 乾隆 9 5. 13 60. " 27 30. 11 29 11.2 11 30 10. 11 3.7756 31 11 10. 35 1. 36 30. 11 4. 41 11 1. 46 11 5. 49 " 40. 50 5. " 54 5. 58 6 20. 8 4. 9 2. 計 245.9756

乾隆五十二年、 請願がなされてゐることが記されてゐるのも兩淮鹽商のそれを推測する参考にならう。 卷二二食貨志四に「年或百數十萬、數十萬、十數萬不等、 これらの借發絡本の利季は月一分・一分三釐・一分五釐等で可成りの高率である。 鹽商の積欠六十九萬八千餘兩の多きに及んだので、 商力因之疲乏、兩淮河東猶甚。」 兩江總督孫士毅によつて發帑停止の この祭利は清史稿 といはれ、又

で、清史稿卷二一食貨志四には 次に捐輸は軍需・河工・賑災・備公等國家の臨時支出のある場合 に商人をして銀を寄附せしめるもの

通計不下三千萬。其因他事捐輸、迄光緒宣統間不可勝擧。云々 各商報効之例肇於雍正年。 (中略) 及嘉慶初川楚之亂、 淮淅蘆東各商所捐自數十萬百萬以至八百萬

の中でも兩淮鹽商のそれが最も多額を占めてるたであらうことは想像に難くない。 どある。こゝにいふ嘉慶初三千萬の捐輸額は兩淮、 兩淅・長蘆・山東等各處の鹽商の通計であるが、 今兩淮鹽法志卷 1月捐

兩淮鹽商捐輸額

|           |              |        |           |           |                             |          |           |          |         |          |         | -       | -      |           |      |
|-----------|--------------|--------|-----------|-----------|-----------------------------|----------|-----------|----------|---------|----------|---------|---------|--------|-----------|------|
|           |              |        |           |           |                             |          |           |          |         |          |         |         |        | 乾隆        | 年    |
| 二六        | 五.           | 四      | 量         | =         | ō                           | 八        | 四         | Ξ        | =_      |          | 九       | -t:     | 六      | Ξ_        | 灰    |
|           | 1            |        | 1,000,000 |           | 1,000,000                   | 1        |           | <000,000 |         | 1        |         | 1       | 1      |           | 軍需報效 |
|           |              | -      |           |           | 100° 000                    | #j00°000 | 1         |          | 1       | 1000,000 | L       | 100,000 | 中1、0回元 | 一个四个四个    | 賑災報效 |
|           |              | 14,400 |           |           |                             | 1        | 1         | 1        | 1       | 1        |         | 1       | 1      | +         | 助工報效 |
| 1,000,000 | 100,000      |        | 1         | 1,000,000 |                             | 1        | 1,000,000 | 100,000  | 140,000 | 100,000  | M10,000 | -1      |        | 1         | 備公報效 |
|           | 0            |        |           |           |                             |          |           |          |         |          | in the  |         |        |           | 總    |
| 1,000,000 | 100,000      | 14、400 | 000,000   | 000,000   | 000,000                     | 1000,000 | 1,000,000 | 000,000  | 140,000 | M00,000  | 110,000 | 100,000 | 和,00元  | 一十四、四七大   | 計    |
| 0         |              |        |           |           |                             |          |           |          |         |          |         |         |        |           |      |
| 00        |              |        |           | 準部平定      | 準噶爾役                        |          |           | +        | 大金川役    |          |         |         | 永定河工   | 貴州苗亂、     | 摘    |
| 00        | 0 鄭爾略部、泥波爾部役 | 回部平定   | 薬爾魁回教働    |           | and the same of the same of |          | 大金川平定     | + :      |         |          |         |         | 永定河工   | 貴州苗亂、江南水利 | 摘要   |

|  | ^          | 1           | -                        |         |            | -         | 3%         |             |           | -          | - Indiana  |           | No.        | -       | -         |           |          | -         |
|--|------------|-------------|--------------------------|---------|------------|-----------|------------|-------------|-----------|------------|------------|-----------|------------|---------|-----------|-----------|----------|-----------|
| -  | 合計         |             |                          |         |            |           | 嘉慶         | 六〇          | 五.        | H.         | 五<br>三     | 四四        | 四七         | 四六      | 四五元       | 三八        | 三六       | 1111      |
| F  |            | - 九         | 八                        | せ       | 六          | Æ.        | 四          |             | -1:       | Hi.        | Ξ          | ・ナム       | -15        | 六       | Hi.       | 八         | 六        | =         |
| -  | 10/110     |             | 1,00                     |         | 11,00      | 五〇        | B700       | -11,00      | E'00      |            | 11,00      |           |            |         |           | 四,0       |          |           |
| -  | 1001000000 | 1           | 000,000                  | . 1     | 1,000,000  | H00,000   | 8,000,000  | -11,000,000 | E'000'000 | -          | 11,000,000 |           |            |         |           | E'000'000 |          |           |
| -  |            |             |                          |         | 0          | 0         | 0          | 0           | 0         | -          | 0          | 1         | -          |         |           | 0         |          |           |
|  | し、大八三、三六   | 1000000     |                          | 100     |            |           |            | •           |           |            | MA.        |           |            | 125     |           |           |          |           |
|  | 美          | 000         | 1                        | 1000000 | 1          | 1         | 1          |             | +         | 1:         | 三八四三       | 1         | 1          | E,000   | 1         | 1         | 1        | 1         |
| -  | H"         | 1           | 3                        |         |            |           |            |             |           |            |            |           | =;         |         |           |           |          | 4 1       |
| A CONTRACTOR OF THE PARTY OF TH | 五71147大00  | 1 1000 000  | 1/1000000                |         |            | M00,000   |            |             |           |            |            |           | 000,000    |         |           |           |          |           |
| 1  | -          | 00          | 00                       | 1       | 1          | 00        | 1-         | - 1         | 1.        | 1          | 1          | 1         | 00         | -1-     | 1         | 1_        | 1        | 1         |
|  | 九二         |             |                          |         |            |           |            |             |           | 110        |            | 170       |            |         | 0,1       |           | =        | 100       |
|  | ・たい出の、000  | 1           |                          |         | +          | 1         | -          |             | 1         | 1,000,000  |            | 000,000   |            |         | 000,000   |           | 1000,000 | 1,000,000 |
|  |            |             |                          |         |            |           |            |             |           |            |            |           | , 1        | _ k     |           |           | ŏ        |           |
|  | 三六、三七〇、九六八 | 1, \$00,000 | 11,1100,000              | 100     | 11,000,000 | 1,000,000 | 11,000,000 | 1,000,000   | 1,000,000 | 11,000,000 | 1、0川川、大田川  | 1,000,000 | 11,000,000 | brta    | 1,000,000 | B.000,000 | 1100     | 1,000     |
|  | 九六八        | 000         | 000                      | 100,000 | 000        | 000       | 000        | 000         | 000       | 000        | 公豐         | 000       | 000        | E 000   | 000       | 000       | 1000,000 | 000,000   |
|  |            | 浙江          |                          | 教匪      | 四川、        | 四川        |            | 貴州          | 解衝        |            | 臺灣         | 甘肅        |            |         |           | 小会        |          | 緬甸役       |
|  |            | 浙江沿海海賊討平    |                          | 教匪亂平定   | 湖          | 四川教匪鼠、    |            | 貴州苗剛        | 廓爾喀役      |            | 臺灣役、       | 甘肅回亂平定    |            | 甘肅回教亂   |           | 小金川役      | 小金川役     | 役         |
| 1  |            | 海賊          |                          | 定       | 湖南教匯役      |           | -          |             |           |            | 安南役        | 平定        |            | 亂       |           |           |          |           |
|  |            | 討平          | A Property of the Parket |         | 題役         | 永定        |            |             | *.        |            | 役          |           |            |         |           |           |          |           |
|  |            |             |                          |         |            | 永定河氾濫     |            |             |           |            |            |           |            | F. 5. A |           |           |          |           |
| -  |            | -           |                          | -       |            | USA       | -          | -           | -         | -          |            | 1         |            |         |           |           |          |           |

右の如き莫大な捐輸の强制は前述せる借發帑銀の瀕發と共に兩淮鹽商を疲弊させる結果となり、 やがて

道光年間に於ける鹽法改革の一動機をなすに至つたのである。 曹 一士はいふ、

向來積弊每有衆商公捐之學、其實皆非出之商人本心。 並受其累。 派衆商、 勉强從事。究之所捐在此而所欠在彼、 所在官司以其方行輸捐、遂任彼所爲、置之不問。是公捐之舉、商人顯居其名、 於國家實無裨益。每有姦商借端高擡鹽價、 緣爲大吏者每遇一事、 必傳商綱授意、 而百姓隱

被其害、尤不可不永行禁止者也。

不可能ならしめる條件に私題の問題があった。 も監督官は見ぬ振りをする。こゝに於いて官吏は私腹を肥し商人は美名をあげるに反して、 官吏は意を商人に傳へて之を勒派し、 であつて、商人の官鹽をその上高くしては私鹽との對抗條件は盆る不利となり、 は鹽價をあげることによつて自らの負擔を百姓に轉嫁し得る理窟である。 0 が悪くなる。 は百姓で、 國家にとつても亦何らの利益もないといふ。 この言葉通りには受とれぬ節もあるが、商人 従つて捐輸强制の負擔を整價によつて百姓に轉嫁することは、あまり鹽商の利益とはなら 姦商はそれを口實に鹽價を高くして果を問閻の百姓に及ぼす。 私鹽即ち脫稅密賣鹽に對して官鹽が高價であるのは當然 が然し事實は、それを殆んど 從つて愈る官廳の賣行 害をうける 而

として輕視出來ないものに陋規即ち官吏への賄賂があつた。 以 上にのべた引課 清初兩准鹽商に關する一考察 ・雜款・紹利・捐輸等は隨商の公的支出の主要なものであるが、 この外に私的支出 この陋規は古來この國の社會では公然の秘 二 五,

ないのである。

法志卷三、金鎭の鹽法考には されたからといつて、 密として行はれて居り、 こと新しく述べ立てる必要は少しもないが、一・二の例證をあげるならば兩准監 謂はゞ官界・經濟界の潤滑油であつた。隨つて兩進鹽商が官吏から陋規を誅求

處即有一處之科派。云々 天下鹽課惟兩淮最多、而天下商力惟兩淮最困。 蓋正課之外私費不貲。遇一事即有一事之願規、 經

といはれて居り、又、皇朝文献通考卷八征権考雍正三年の條に、 與。云人 陋規弊之在官者更多。若不徹底澄清、勢必至商人失業、國幣常虧。 夫以一引之課、漸添至數有餘。 日少則官鹽不得不貴、 官無論大小職、無論文武、皆視爲利藪。 又以兼理鹽政、申論各省督撫、奉諭旨、從來鹽差之弊、 而私鹽得以橫行。故逐年之課難以奏銷、連歲之引盡皆壅滯、 照引分肥、商家安得而不重困。賠累日深則配引日少、配引 飛渡重照貴賣夾帶、

弊之在商者循少。

加派

非加派之所致

求亦計るべからずといはれる状態であつた。 部尚書の職にあつた盧詢の言葉によれば、 上は巡鹽御史より下は行鹽地方の總督以下下級文武官雜職に至るまで皆之をとり、 とあるやうに、弊の商に發するものは少いが、 い。今にして徹底的に清革せずんば勢必ず商人の失業國帑の常虧を致さうといふ。 各衙門の額規即ち慣例的に上納せしめられる定額の陋規は、 加派陋規の如き官吏の致す弊はその果の及ぶ所遠く且つ この外臨時の額外誅 倘、 順治年間に兵

い程該官吏の成績が優良で認められるものであつたから、 **動割没といはれる。** 义、 鹽商の惱みの一つに割沒がある。 溢筋割沒は係官の手加減次第でどうにでもなるものであり、然もこれが多ければ多 これは批験掣撃に當つて斤量超過の廉で沒收されるもので、 それを最小限で喰ひ止める為にはこゝにも亦

陋規の潤滑油を注がねばならなかつた筈である。

この外、 鹽商の苦痛の種となったものに鹽課の重徴及び地方紳士の勒索がある。 皇朝文献通考卷八、

征権者にみえる康熙九年、巡隠御史席特納の疏によれば、

報完、早徵于額不增、遲徵于額不減。 苦 苦累。 于五月開徵、 遲時日、 兩准鹽法春夏行鹽秋冬納課相沿已久。原照引數徵納、 而鹽課並無預徵之益、 及查此項銀課、 部覆、鹽差在任一日即有一日考成之責、 廳尚未賣一引而課已催至二十餘萬。 前差所徵仍入後差考成。 官收一金、 查民間地丁正賦尚禁預徵、 商費數金、年々遞壓流害無窮。 例八九等月起解、 此種金錢追呼無措、 于微完本年課銀外又行重微。 並無計日催徵之例。 商民徵納法無一。 九十等月到部。 非重利揭債即典醫赴比、最爲 兩淮鹽課一百五十餘萬、每歲 祗因康熙七年鹽臣差遣稍 新鹽四月方學新課即 是商人徒受預徵之 視伏乞交部議

將五十七日預徵立行停止。

五十七日預徴といつてゐる様である。 ば後任者は發令を同時に考成の責任が生するので、 とあり、 新舊鹽官の交迭に際して、 後任鹽官は前任者の旣に徵收せる鹽課を重徴してゐた。詳しくいへ この五十七日間の鹽課は既に前任者によつて徴收されてゐるの 着任するで發令以來の分を日割で微收する。これを

あるから、 上以預徵原非舊例、 或は家産を典鸞せねばならなかつたといふ。之に對する世祖の回答は、前引用文に續いて、 **豫徴であると同時に重徴である。** 飭部再行確議、 戶部覆奏該御史既稱此五十七日課銀預徵累商、 鹽商は此の種の不法な誅求に對へる爲には或は重利の借債 應照所請、令後

とあるやうに後任者が徴收すべしといふことに落着いた。これは極めて営然の解決であつた。 次に地方紳士の對商勒索については兩淮鹽法志卷二に、

引歸名下、希圖取利者、亦可不禁而自革矣。 地分派、曰別敬、又曰常規、先經革除。近又私五名色、將散商鹽引、 雅正二年十一月戶部左侍郎李周室等奏、會議得條奏內、(中略)又稱、地方紳士不在官商名目每年坐 色久已禁革。今旣除去官商之名、是現在行鹽之家居官者、尚不能稱爲官商、則並不行鹽、而將散商 抵充按年瓜分。查別敬常規名

ひ料を納めねばならなかつた。これらの私派が禁草せられた後も、 名目が違ふだけで質は別敬 の文によつて知られる通りである。 同様の私派勒索が、官商の如き特權を持たずに弱小資本を以てする彼ら散商の上に加へられたことは右 散商は地方紳士の勢力範圍内で行鹽するためには別敬とか常規とかいふ名目の 御機嫌伺

から、 以上本章に於いて煩況を厭はず敢て縷述した所以の 或は公的に或は私的に如何に多くの勤派誅求を受けねばならなかつたかを述べるにあつた。康熙 ものは、 鹽商が或はその組織の内部から或は外部

九年、 兩准巡鹽御史席特納・徐旭齡の疏に、兩淮鹽商の六苦をのべて曰く、

一、輸納之苦 正雜課の外に總商の公匣等歲計數萬金

二、過橋之苦 北橋撃鹽所通過に際し毎引七八分蔵計數萬金

三 過所之苦 儀所通過に際し未だ所掣を受けぬ前に既に江掣之費、茶果之費其他蔵計數萬金

四 開江之苦 過所の後、 鹽船長江に浮ぶに際し帆・柱を請給する手敷料其他蔵計敷禹金

五、關津之苦 闘津通過に際しその證明料金其他蔵計數萬金

六、口岸之苦 口岸に到着し荷揚げの際の諸費用歳計數萬金

各項何れも歳計數萬金に達するといふ。 莫然をした數字であるけれども依つて以て兩准鹽商の苦痛を知

るに足らう。

#### 補註

- (1)(2) 藤井宏學士「明代鹽商の一考察」史學雜誌五四ノ五
- (4) 鹽務太監の職にあり、兩准鹽法の徹底的破壞者であつた。萬曆四十年歿。(3) 以上主として加藤博士「清代の鹽法について」史湖第七年一號による。
- (5)餘鹽とは鑑戶が毎該官に辨納すべき正額鹽課を超え餘分に製造した鹽である。明では私鹽橫行を緩和させる爲 餘鹽を買ふやうになり、成化四年には政府も之を默許し、十九年には一定の制限の下にこれを公認するに至っ しめんとしたに外ならぬ。然るに時代が下るにつれ餘鹽の官買が行はれなくなり、代つて商人が直接適戶から 買夾帶するを禁じたのは、さうすることによつて餘鹽が私鹽として流出するを防止し、鹽事賣制度の保障たら に餘鹽の賣買が公許されてゐた。 中山八郎學士によれば、『抑も明初に籠戸の餘鹽を悉く官に買上げ、

た。』明代に於ける餘鹽私買の起源(加藤博士還曆記念東洋史集說五二三頁。)

- 6 以上明代の網法については藤井宏學士「別代鹽南の一考察」史學雜誌五四ノ五・六・七による。
- (7)加藤博士「清代の鹽法について」は食鹽法については全然言及してゐない。 平 瀬 巳 之吉氏は「近代支那經濟 鹽其他の問題と關聯して尚考究すべき餘地が尠くないと思ふ。それについては稿を改めて論述したい。 史」八三頁に綱鹽法と食鹽法とを混同した曖昧な記述をして居られる。戸口食鹽法から食鹽法への發展には私
- (8) 照單を以て買つた鹽を單鹽といふ。照單については後文参照。
- (9) 戸部に送られて引票の印刷代、紙代等に充當される。
- (1) 廣盈庫大使、駐揚州。引鹽課の保管を司る官。
- 11)略して儀所といふ。
- (12)略して淮所といふ。淮安にあり。
- 清末同蔵頃になると國用多端により鹽稅の増收を計る爲に、或は十ケ月或は八ケ月を以て一綱とし、その短期 間に一年分の税收を得ようといふ非常措置も講ぜられた。
- 金鎭は明末學人、康熙年間江寧驛傳鹽法道副使兼署鹽運司、江南按察使、刑部郎中たり。二十四年卒。
- (15) 皇朝經世文績集卷 c。 愈德淵は嘉慶年間の進士。
- (16) 兩准鹽法志卷 順治十七年六月巡鹽御史李贊元疏。
- (1) 清、李澄撰下卷、道光初年成る。文中に數十年前とあるは乾隆中期に當る。
- (8) 梁嘉彬著「廣東十三行考」山內喜代美譯、八八頁。
- (9) H. B. Worse はこのことについて次の如く述べてゐる。『雍正六年八月、 を欺騙することを防ぐ目的からであつた。』The Chronicle of the East India Company trading to China て信ずべき者を選任して "the chiefs of Hongs"(總商)となしたが、これは支那政府が貧弱なる商人の外人 各行の行 商中より一人の殷實にし
- (2) 手数料の名目でとり上げた賄賂、The Presents of Taels.
- (N) Morse, ibid. p.p. 247, 260, 268, 269

- (2)山內喜代美譯前揭書一〇五頁。
- (3) 近代中國外交資料輯要上卷所收、故宮博物院藏、軍機處檔案。
- (24)一種の組合費、詳しくは後述する。
- 兩准鹽法志卷八律例に『雍正三年戶部議准、 索者、一經發覺從重治罪。又議准、歷年巡覽干總商之內、擇其二三人或四五人、點爲大總各項加派衆商、 年應徵錢糧數日核明。凡散商分款總商名下、令其承管催追、嗣後該鹽政運司不時產訪、遇有分外科派、無故私 兩准舊例子商人之中擇家道殷實者、 點爲總商、歷年開徵之前將
- (26)とゝに謂ふ保商は公行組織に於ける保商制を鹽商に適用したもので、固定的な機關であつたとは思はれない。 新加入商人の身元保證人たる總商を斯く稱したのであらう。 禁止點大總主名管事、以除加派侵欺之弊。云々』
- (27) 倉館、公所については風に加藤博士の諸研究がある。
- 兩准鹽法志卷門にみえる鹽政準泰の言葉もこのことを裏書してゐる。 曰く 『乾隆八年十一月、 (中略)臣伏査、湖廣匣費布稅充公等項告係准鹽運楚成本、爲兩湖文武各官養廉公費、鑒漢口一切鹽務支用、 鹽政準泰奏言
- **匣費は公匣費の略と解せられるが、公匣は又匣費と同義にも用ひられてゐる。皇朝文獻通考卷ににみえる康熙 匣筋の例に倣つて鹽商から銀兩を徴取し、それを公匣と名づけたものか明らかでないが、何れにしても公匣が** とある。網總の科斂を公匣といつつてゐるのは、兩人が網總即ち總商と匣商とを混同したものか、或は總商も 九年兩准巡鹽御史席特納、徐旭齡の疏には『(上略)綱總又有科斂、謂之公匝、除正納外必費一二錢。云々』 皆關計日必需之項。云々」
- (3) 兩准鹽法志卷記、雍正十年二月兩江總督、署理雲貴廣西總督、高其倬の奏覆によれば、『雍正二年に兩淮鹽高の 吳煊、總商の黃光德らに命じてその細數を査定せしめたことは、兩システムが並行的に存置されてゐたことを 匣費負擔が多きに過ぎるので戸部左侍郎李周望が欽善されて之が清査に當り、その中四十九萬餘雨を裁減して 銀二十萬餘兩に止めたが、その際江西、 費のいみに用ひられたことは知られよう。 湖廣等の口岸の匣費は清査不充分であつたので、鹽政伊拉齊が匣商の

- のである」といってねる。」とある。 濟の途がなくなるに至った時、その必要に應ずべき行用銀は一つもなく、これがアヘン戦争の一原因となつた にこれを支出せしめ、或は行商みづからその必要なる使途にこれを費し、約五十年の後行商が破産して債務辨 彼らの私腹を肥すことにより外國商人は新たに負擔を増したのみであつて、行用銀が目的とした所の利益は つも達することが出來ず、行用銀中に記入せられた銀額はたゞ帳簿上の銀額であつて、或は官憲が諸種の費用 とコなつた。』又、『イームス (J.Bromley Eames., The English in China. 1909, London.) じょれば「行 る目的を以て行用銀(Consoo Fund)と稱する基金が設けられ、對外貿易に對して新貨物稅が課せられると 貿易を導ら取扱ふことになつて、特來行商が破産して債務を辨濟することが出來ない場合には、それを支辨す 、銀の事務を取扱つたものは行前でもつたが、これがために設けられた新税銀は大部分行用銀に入らずして、 一博士「阿片職爭と香港」二十六頁に『西曆一七七九年卽ち乾隆四十四年には更に十二人の行商が對外
- 32 鄂爾泰ら議奏中にみえる高其倬 (註3)の意見に、『各衙門核存鹽規原係為之緝私疏引、 侍郎李周皇等清查浮費之時、議合商人照數付送各官、各官自行送交藩庫代補虧空。 據司道以及府應州縣各官規聽一項內、每年鹽規銀四萬二百五十兩、引費四萬二千七百一十兩、 ペ』又、同じく卷xiに、『雍正七年九月戸部尚書署理江南總督事務范時繹疏言、兩淮鹽商向有致途上下兩江巡 出自商人 情願。 7
- 卷記に、『(上略) 高其倬請將名衙門規禮存公備用。查此項規禮合之爲數若多、分之則一處止一二千金或一二 弛、干鹽政大有妨礙。 云々』 百金或數十金不等。為吏胥兵役巡緝飯食紙筆之費、若再行裁革、此等人役豈能楊腹辨事、必至推諉繼延諸務慶
- 卷叶乾隆五十三年七月戶部議覆鹽政全德奏摺中、 江西引鹽では四錢三分七釐九毫七絲三忽一 湖廣引鹽では二銭四分一盤八毫六絲二微一繊光沙 (引費) 一錢三分六釐三毫九絲六忽二徵九纖七沙 同年四、 五、六月の毎引成本(所要資本)合計の内譯によれ

巻八に泰州等處引費に闘する撰者信山の解説に、〔謹按〕此自雍正六年始、 原係各口岸商人致送各官規費、江督

**議定、江廣匣費應減銀四十餘萬兩、內酌存八萬兩、以五萬兩貯下江藩庫、三萬兩貯上江藩庫、留備地方公事。** 范時釋奏明交納運庫、解部歸公。とあり、又江廣匣費歳徵八萬兩の解説に、〔謹按〕此自雍正十一年始、

(35)引課以外の諸雜稅は一括して雜燉と呼ばれる。(加藤博士、「清代の擴法について」) 云々とある。藩庫は布政司所屬の庫である。

- 清國行政法卷六に、『捐八臨時三財政ノ窮乏ヲ補フノ目的ヲ以テ賦課スル公課其他ノ收入ナリ。蓋シ捐ハ義捐 過ギザルナリ。』といへるやうに、元來は非强制的なるべきものであるが、事實は强制的な臨時税であつた。 捐ト云フコトヲ得ズ。義捐ト强制トハ兩立スペカラザルノ概念ナリ。而モ猶ホ臨時ノ公課ヲ冠スルニ捐ノ名ヲ 以テスルハ人民ヲシテ其負擔ニ依リテ國家ニ報效セシムルノ意ニシテ、究竟美名ヲ街ヒテ聚斂ノ譏ヲ死ル、ニ ノ義ニシテ、固ヨリ捐者ノ自由意思ニ出デザルベカラズ。國家一度ビ公課トシテ强制徴牧セバ、既ニ名グケテ
- 摘要欄は平瀬巳之吉氏「近代支那經濟史」二三七――二三九頁参照。同書にも兩准鹽商捐輸表を掲げてゐるが 可成り誤りがあるので別に作製した。
- 廣東に於いても鹽商は行商と共に多額の献金を强要されたことが梁嘉楊氏「廣東十三行考」(山内喜代美氏器 )四四一頁に語られてゐる。
- (3) 皇朝經世文編卷o請停商捐并申鹽禁疏、曹一士は雍正八年の進士。
- (4) 私鹽については後章に詳述する筈である。
- (41) 金鎮は明末の舉人、康熙二十四年卒。註(4)参照。
- (4) 鹽政(詳しくは總理鹽政大臣)は康熙以來多く各省督撫の棄任であつた。
- (43) 皇朝經世文編卷加商鹽加引減價疏
- 鹽商からの微税事務は運使(運使を置かぬ地方では鹽法道)及びその下級官廳の管掌する所であつた。鹽務官 臘の詳細については、清國行政法第五卷三○三頁以下を参看せられ废い。
- 北京、揚州間は直距離にして約九百粁、直行毎日四里(十六粁)平均として五十六日を要する。今から二百七 十年前の旅行としては五十七日位は要したであらう。
- 46 地方紳士のかくる態度は、咸豐三年創設以來清末迄經濟界に於いて大きな役割を果した監金の一種たる鹽盤の

(47) 皇朝文献通考卷に征権考。 萠芽と見ることが田來よう。